

透明性高めめる議論を



県議会・県政改革特別委員会委員長になった 高比良 元さん(59)

〈県議会最大会派だった自民党の分裂を発端に、その一部「自民党」、民主・社民系「改革21」、無所属「新生ながさき」の3会派が「連立会派」をつくり議会運営の主導権を握った。改革の旗印に新設したのが県議会・県政改革特別委員会だ。県民の目に見える成果を出せるのか、それとも分派騒動の副産物で終わるのか。委員長に運営方針を聞いた〉

年4回の定例会のたびに常任委を開いても計16回程度。審議時間が少なく、委員会とに所管事項も決まっておらず、県政全般の議論はできなかつた。出された予算や条例にイエスカノーかを判断するだけで、十分なチェックができず、いわば理事者の手のひらで転

がされていた。現実には人口減少や県民所得の低迷など政策の成果が上がっていない。震災復興で国からの補助金や交付金が減り、県政運営はもっと厳しくなると危惧される。従来の手法を見直し、成果が出るよう効率化しなければならない。

― 検証する内容が非運営会派に近い前知事や自民党国会議員が過去に関係した事業に集中している。勢力争いを続けるのか。これまでの県政の在り方を検証する上でケーススタディ

― 政策決定過程に議会がどう関わろうとしているのか。いずれ連立会派で予算要求するつもりだ。だからといって議員が利権を握るわけではなく、透明性を高めれば自らの足も縛ることになる。県と議会の総合力で県政を推進しようとする分、議員も政策能力を高める必要がある。

― 委員が県職員を罵倒する場面も少なくない。もっと冷静に議論できないか。情報提供が十分でなく、緊張感のない答弁も目立つ。改革は痛みを伴うので、職員が抵抗するのは承知の上。勢い追及する声も大きくなる。

― 議会の改革は。議会基本条例など議員提案条例を本年度中に4〜5本出した。通年議会並みに委員会審査するようになりたい。次の改選時までに定数削減や選挙区見直しを図り、議員報酬や政務調査費も議論する。



たかひら はじめ 県職員、西彼三和町長、長崎市議を経て、2007年に県議選長崎市で初当選。2期目。民主・社民系連立代表。県議会「改革21」に所属する。

(聞き手は報道部・後藤敦)



長崎県議会・県政改革特別委員長

高比良 元氏

たかひら・はじめ 1952年、長崎市生まれ。早稲田大学法学部卒。長崎県職員を経て、同県の旧三和町長、長

崎市議。2007年から長崎県議、2期目。民主党県連副代表を務める。

「新年度からの通年議会の導入を都道府県議会で最初に決めた。目的は、議会活動を活性化させて、執行部との議論を集約させる。より有効な公共投資のあり方や、さまざまな政策課題について、県民にとってより成果の上がる施策や事業を組み立てて推進していく。これに力を入れる」とのよう効果を期待しているのか。

「提言機能や政策形成機能など議員としての資質を磨いていく。住民の声を施策に反映させる力を高めることが、効果として出てくると期待している。従来の議会は執行部から提案があったものをチェックするだけで、受動的な立場に甘んじていた。提言していただく土壌が薄かった。チェック機能というだけでは住民の負託に応えきれない」

「議員であれ、首長であれ、住民代表として同じ土俵でしっかりと議論し、県民にとって一番良い結果が出るものをつくり出す。その機能を果たすことができないければ、今の報酬にしても活動日数にしても、県民の納得は得られない」

「まず通年議会ありきではなく、地域課題に応じていくため各地に不同公会堂など、委員会活動を充実させていきたかった。そのためには審査日程を幅広く確保しなければならぬ。年4回の定例会では制約があるため、活動の受け皿として通年議会が必要になった」ということだ。手段ではあるが、県民に一番分

「まず通年議会ありきでなく、地域課題に応じていくため各地に不同公会堂など、委員会活動を充実させていきたかった。そのためには審査日程を幅広く確保しなければならぬ。年4回の定例会では制約があるため、活動の受け皿として通年議会が必要になった」ということだ。手段ではあるが、県民に一番分

「通年議会で膨らむ費用弁償や議員報酬の減額も決めた。」「通年議会で膨らむ費用弁償を抑え、経費を掛けないでやっていくというところであり、パフォーマンスでも何でもない。報酬額が高いという県民の声に答えるためだ。身を切って改革を行い、効果が出たときに、その働きに見合う報酬はどうあるべきかを議論してもらいたいと思う」

議員の資質磨く手段

「まず通年議会ありきでなく、地域課題に応じていくため各地に不同公会堂など、委員会活動を充実させていきたかった。そのためには審査日程を幅広く確保しなければならぬ。年4回の定例会では制約があるため、活動の受け皿として通年議会が必要になった」ということだ。手段ではあるが、県民に一番分

（聞き手は山口英宏）

はじめ元議員 高比良



(改革21・長崎市)

新しい県立図書館は専門的資料や価値の高い資料の収蔵機能に特化し、一般書は長崎市立図書館に任せる形で役割分担してはどうか。渡辺敏則教育長 私たちが検討したことがない提案だ。

図書館の役割分担 吟味

確かに市との連携は大事であり、検討の中で吟味したい。県立長崎南商業高跡地(長崎市北浦町)の活用は用地取得費の高さがネックだ。これを減額するか、市に無償で払い下げられないか。渡辺教育長 具体的な跡地活用の話が出てくれば、県立松浦東高跡地(松浦市今福町)の土地・建物を無償で市に譲渡した例を参考に、県議会の意見を聞きながら柔軟に対応したい。

「維新」3団体届け出



高比良元県議

橋下徹大阪市長率いる大阪維新の会が注目を集めるなか、民主党県議の高比良元氏(59)も長崎市区、当選2回IIが「長崎県維新の会」など「維新」を名前に盛り込んだ三つの政治団体を県選管に届け出たことが分かった。「次期衆院選出

次期衆院選にらみ?

高比良県議

馬をにらんだ動きか」と、県内政界関係者の臆測を呼んでいる。県選管によると、高比良氏は自身を代表とする「長崎県維新の会」「長崎市維新の会」を1月17日付で県選管に届け出。1月6日には以前から届け出されていた「長崎維新の会」の代表者自身に変更する届け出を提出している。政治団体の相次ぐ設立について高比良氏は「大阪維新の会が国政進出を視野に公募した政治塾には応募していない」といい、次期衆院選馬については「今のところ考えていない」と話す。

議員代表し陳謝

「想定外の事態で県民の皆さまにご迷惑をおかけしたが、あきれることなく議会を注視していただきました」。2日の県議会一般質問で高比良元議員

傍聴席

「改革21」は、議会の紛糾で一般質問が延期されたことについて、議員を代表する格好で陳謝した。紛糾の発端となった「連立会派」批判発言に

憤っていた高比良議員だが、この日は対立会派への「口撃」を封印。「連立会派結成以来、これまではなかった議員自らによる議会と県政の改革に不断の努力で取り組んでいる」などと冒頭約5分間、努めて冷静に県民に訴えた。だが質問に入ると、側につれない回答を一喝。時間切れに気付かず途中で話を打ち切らざるを得なくなるほどの熱の入りようだった。(後藤敦)

県議年収 100万円減

県民意見で新年度から

県議会（定数46）の県政改革特別委員会は13日、新年度から2年間、県議1人あたり議員報酬を平均8・1%減らす特例条例を本会議に提案することを全会一致で決めた。16日の本会議で可決、成立する見通し。議員報酬の減額は2006年8月以来、全体で年間約4900万円の削減となる。

条例案では、県議1人あたりの報酬月額を3万円減らして77万円にする。

報酬の月額に支給月数（2・95カ月）と加算率を掛けて計算する夏冬の期末手当（ボーナス）は、加算率を0・25%減の1・20とし、年間支給額を約70万円減の273万円にする。これらにより、議員1人あたり年間およそ100万円の減額となる。

通年議会の導入に向けて2月から始まった県議会と県民の意見交換会で、「報酬が高すぎる」との意見が相次ぎ、削減の動きが具体化。国家公務員の給与が新年度から平均7・8%引き下げられることに準じた削減幅で落ち着いた。特別委の高比良元委員長は「議員自ら身を削り、改革を行う意思を表現したい」と話した。

3/4 読本

県議報酬年105万円減額へ

特別委が条例案を可決

県議会の県議会・県政改革特別委員会（高比良元委員長）は13日、一人当たりの議員報酬を年間約105万6000円から年間の特別措置で、削減総額が年約4880万円と

なる。

国家公務員給与が平均7・8%引き下げられることを受け、「議会改革の決意を示す」として、報酬月額と年2回の期末手当の合計を同程度減額することにした。

議長は約119万6000円（7・4%）、副議長は約111万5000円（7・8%）削減する。

条例案は16日の最終本会議で可決される見通し。

県議報酬年105万円減

県政改革特別委 全会一致で可決

県議会の「県議会・県政改革特別委員会」は13日、議員報酬を4月〜14年3月の2年間、平均8・1%引き下げの特例条例案を全会一致で可決した。16日の定例会最終本会議に提案、可決される見通し。これで議会費は2年間で9757万円削減される。

議員報酬年額（期末手当含む）は現行で1302万円で、改正後は1197万円に。改

3/4 読本

県議報酬年100万円減額

県議会 2年で970万円削減

県議会・県政改革特別委員会は13日、年約1300万円の議員報酬を年約100万円減額する特例条例案を全会一致で可決した。減額は4月から2年間。16日の最終本会議で可決される見通し。

国家公務員の給与が新年度から2年間、平均7・8%削減されることもあり、県議会も改革姿勢を示そうと決めた。減額総計は年約4878万円、2年間で約9757万円と全体で8・1%の削減になる。高比良元委員長は「削減分は委員会活動の充実や、東日本大震災支援に活用してほしい」と話した。

は1197万円に。改

長崎県「通年議会」に 都道府県初、24年度から

長崎県議会で16日、年4回開催だった定例会を平成24年度から年1回の「通年議会」とする改正条例が賛成多数で可決、成立した。4月に施行される。県議会の会期は毎年5月から翌年3月までとなる。

総務省によると、都道府県議会で通年議会の導入を議決したのは初めて。栃木県議会も24年度からの通年議会の実施を目指している。

長崎県議会で、審議日程の増加による財政支出を抑えるため、議員報酬を1人当たり約100万円削減する特例条例や県議の通信費などを削減する改正条例も可決、成立した。

一般的な地方議会は首長が定例会を年4回招集し、閉会中は首長が補正予算などを専決処分している。通年議会に移行することにより、

補正予算や災害など緊急対応の審議が可能になるといえる。

通年議会導入を検討してきた県議会県政改革特別委員会の高比良二元委員長は「審議時間を十分取り、議論を尽くすことができる。地域主権を目指し、地域発の政策立案能力を高めていきたい」と語った。

2012.3.17 朝日

長崎県議会「通年」を可決

長崎県議会は16日、年4回の定例会の会期を撤廃し、年間を通じて開会状態にする「通年議会」のための条例改正案を本会議で可決した。会期はこれまでの年間90日から300日になり、審議日数は125日からおよそ200日に増える。5月から移行する。

通年議会は北海道白老（しらおい）町など市町村議会の一部が導入している。都道府県議会では栃木も2月に導入を打ち出したが、正式決定は長崎が第1号になった。

実施要綱などによると、5月に知事が招集手続きをした後は翌年3月まで会期が続く。本会議は定例会があった2、6、9、11月に「定例会」として開くほか、災害などの緊急時は議長権限でいつでも開ける。

審議日数が増えることで費用も増す見通しのため、議員の宿泊費は定額制から実費支給に切り替え、新年度からの2年間、1人あたりの議員報酬を年間約100万円減らす特例条例案も併せて可決した。

議会の招集権は首長にあり、鹿児島県阿久根市では前市長が議会を招集せず予算執行を決める「専決処分」を連発する問題が起きた。通年議会では会期中、議長権限で本会議を開くことができ、専決処分を減らすことにもつながる。

2012.3.17 長崎

「通年議会」導入を可決

全国初 県議会、賛成多数で

定例県議会は16日、最終本会議を開き、年4回の定例会を「5月開会、翌年3月閉会」という年1回の「通年議会」とする条例案を賛成多数で可決した。2012年度から導入する。同じく12年度導入を目指す栃木県とともに都道府県議会で初の試み。

討論では、前田哲也議員（自民党県民会議）が「改革は必要だが拙速な導入は避けるべきだ。通年議会という枠を先につくるべきではない」と反対。これに対し松島完議員（新生ながさき）は「議会に招集権がな

く、窮屈な審査日程が問題。これを解決するのが通年議会だ。民意を即座に多く反映でき、迅速な議決や早期執行が可能になる」と賛成意見を述べた。

採決では改革派、自民党、新生ながさきなどでつくる「連立会派」と共産党、無所属愛郷の会の24人が賛成、自民党県民会議と公明党の20人が反対した。（小西愛純）

採決では改革派、自民党、新生ながさきなどでつくる「連立会派」と共産党、無所属愛郷の会の24人が賛成、自民党県民会議と公明党の20人が反対した。（小西愛純）

県議会の県議会・県政改革特別委員会が12日、導入方針が決まった通年議会。高比良元・委員長が示したシミュレーションを基に、年4回開催の現行制度とどう変わるのかを探った。

通年議会へこう変わる県議会

これまでは、約1カ月程度の定例会を年4回開いていた。通年化しても365日ずっと会議をするわけではなく、本会議は必要に応じて開く。2010年度の会期日数(定例会と決算審査特別委、四つの特別委の合計)は125日だったのが、通年化で1.5倍の193日になると見込む。

中でも、参考人招致や陳情などの審査を充実するため、委員会審査の日数増加が目立つ。1会期につき3〜4日間だった常任委を、1定例月につき6日間に。特別委や決算審査特別委も同3日間ずつ増やす。

これにより、議員1人当たりの会議出席日数は少なくとも51日から70日へと増加する。議会運営委や視察に入ると、もっと多くなるという。

通年化のメリットとして、連立会派は「議長の判断で本会議を開き、

「地域活動に制限」懸念も

突発的な事態でもすぐに民意を反映できる」「意見書案や決議案など時機に合った提出や議決が可能」など審議のスピードアップを挙げる。

災害時などの緊急時間で、議会を招集する時間がない場合に知事が行う「専決処分」は原則廃止される。すべての予算を執行前に審議することで「チェック機能と政策提言機能を高める」という考えだ。これに対し県は「災害状況は刻々と変わる。柔軟に対応させてほしい」と配慮を求めていた。

一方、反対派議員はほかに「議員の地域活動が制限される」「県職員の負担が増える」などのデメリットを訴えている。同一定例会で同じ議案を審議できない「一事不再議」については会議規則を改正し、違う定例月であれば審議できるようにする。

採決の賛否も公開
議会基本条例案
市民の意見募集

県議会

県議会の県政改革特別
委員会(高比良元委員長)
は30日、議会活性化のた
めの原則や理念を定めた
議会基本条例案を発表し
た。20日まで、パブリック
コメントを募集し2月定
例会に提案する予定。

議会基本条例は全国の
地方議会で制定の動きが
広がっている。県議会の
条例案は9章26条。本会
議の議案採決の賛否を県

議会ホームページ(以下)などで公開する点や、県
部側が議員に逆質問でき
る反問権も盛り込んだ。
通年議会導入も論議さ
れてきたが、案では一年
間を通じて適切に会議を
開くことと表現している
。高比良委員長は議
会改革を進めるバネにし
たいと話した。条例案
は県議会HPや県庁、振
興局で閲覧できる。

7/4 朝日

HPで議員の賛否公表

将来は本会議を一年中

知事が議員に反問OK

県議会基本条例案 意見募る

県議会は、議会や議員の根
本的な役割を位置づける「議
会基本条例」の制定に向け、県
民からの意見募集を始めた。
条例案には、採決にあたって
各議員の賛否を公表したり、
広報に関する委員会を作った
りして県議会の情報公開を進
める規定を盛り込んでいる。
議会基本条例はすでに16道
府県で施行されている。条例

対する賛否だけをしている知
事が、逆に議員へ質問する
「反問権」も認め、活発な議
論を狙うという。

条例案は県議会のホームペ
ージ(<http://www.pref-nagasaki.jp/gikai/public/>)で公開している。県庁
や県議会、各振興局でも閲覧
できる。意見は今年20日まで
に郵便やファクス、メールで
送る。問い合わせは県議会議
務局(095・894・36
34)。(渡辺洋介)

県議費用弁償の減額案

県議会委 2012年度の適用目指す

県議会の県議会・県政改革特別委員会の高比良元委員長は11日の会合で、議員に支給される宿泊費や交通費といった費用弁償の減額を提案した。2012年度は委員会日程が増えることなどから、議会の会議日数は10年度の約1.5倍となる見込みで、費用弁償を同年度の水準に抑えるのが狙い。2月議会に条例改正案を議員提案し、12年度からの適用を目指す。

委員長案では、離島など遠方に住む議員が本会議や委員会出席などのため県庁周辺で宿泊する際の費用を、現行の1泊1万3300円の定額制から上限8200円の実費精算に変更。

会議日に支払われる電話代や資料代などの「公務諸費」も、1日当たり5000円

から3000円に引き下げる。現行制度のままだと、12年度の費用弁償は約4700万円に上る見通したが、委員長案では10年度並みの約3200万円となるという。

2012.1.12 長崎

議員の旅費見直しを

県議会・県政改革特別委 改善案を審査

県議会の県議会・県政改革特別委員会は11日開き、議会出席の際に議員に支給される旅費について、定額支給を実費支給に切り替えるなどして削減する改善案を審査した。

同特別委は、年4回の定例会を2012年度から通年議会にする方針を確認済み。これが実現した場合、委員会審査が増える分、会議日数も10年度の1.5倍程度になることが見込ま

れ、県議会事務局の試算によると、旅費の支給総額は10年度より約1500万円多い約4735万円に膨らむ見通しという。改善案は、12年度の旅費支給額を10年度の実績以内

に抑えるのが目的。自宅から県庁までの距離が50キロ以上の議員を対象に、1泊1万3300円を定額支給している「宿泊費」を上限8200円の実費支給に改め、通信費やコピー代など議員活動に伴う経費として1日5千円を定額支給している「公務諸費」は同3千円に減額するとしている。

同特別委の高比良元・委員長は「県民目線に立てば、日数が増えたからといって旅費も増えるのはよくない」と提案の理由を説明。一方、特別委の審査終了後、離島選出の議員は「旅費を一律に削減するのは活動の制限につながりかねない」と懸念を語った。

改善案は今後も審査を継続する。(小西愛純)

2012.1.12 日本

宿泊費を実費に
費用弁償改正
委員長が私案

県議会・改革特別委

県議会が11日開かれ、高比良元委員長が県議会の費用弁償の改正について私案を示した。会議出席に伴う日当に当たる「公務諸費」の支給額を引き下げるほか、定額支給の

宿泊費を実費にする。今後、各会派で検討する。現行の「公務諸費」は1日当たり5千円から3千円に。1泊の宿泊料は議員1万3300円、議長1万4900円から、県庁周辺のホテル宿泊料平均の8200円を上限に実費払いにした。県議会は来年度は通年議会実施も想定して議論をしており、その場合費用弁償も膨らむことから減額対応する方針。

随意契約見直しを

県議会・県政改革特別委 決議案、意見書案可決

業務委託、料金徴収

県議会の県議会・県政改革特別委員会は30日開き、随意契約による業者選定に問題があるとして、県建設技術研究センター(大村市)への業務委託の改善を求める決議案と、生月大橋有料道路(平戸市)の料金徴収業務の改善を求める意見書案をそれぞれ全会一致で可決した。

高比良元・委員長(改革21)が提案。最終本会議で可決される見通し。同センターは県が100%出資。県発注工事を受注した建設業者の施工体制や安全管理の点検、予定価格の積算などを県が委託している。

これまでの審査で、県は同センターと随意契約を結ぶ理由を「業者の個人情報や予定価格の漏えいを防ぐ、公正性を保つため」と説明。だが決議案では「県土木部OBの割合が高く、公務員の天下りに厳しい批判がある中で見過ごせな

い」と批判。委託分を県の業務にするなど、委託の在り方を全面的に見直すよう求めた。一方、生月大橋有料道路

の意見書案では、管理する県道路公社に対し、料金徴収業務を指名競争入札にして経費削減を図らなかつたとして、ほかの有料道路との「バランスを欠く」と指摘。透明性と平等性に疑問を持たれないよう改善を訴えている。

また県議会の改革では10月に委員長提案されていた、現在の年4回の定例会を「4月30日開会、翌年3月31日閉会」の通年議会で

する方向を決め、高比良委員長は「次回定例会に条例改正案を上程したい」とした。議員1人につき原則年1回できる一般質問は、来年度から試験的に希望者が1人年2回行えるようにすることでも一致したほか、決算審査特別委の各分科会で事業仕分けを行う方針も決定。議運で正式に申し合わせる。これらはいずれも来年4月施行を目指す。(小西愛純)

委託先選定「プロポーザル方式」

改善求める決議案可決

県議会・県政改革特別委 「県内企業を育成」

県の各種事業で、技術力や企画力を審査して委託先を決める「プロポーザル方式」について県議会の県議会・県政改革特別委員会は14日、「改善」を求める決議案を賛成多数で可決した。「受注の偏りをなくし、県内企業を育成する」との理由。16日の最終本会議に上程する。

県によると、プロポーザル方式は、大規模施設の設計業務など単純な価格競争になじまない専門性の高い事業で委託先を決定する際に採用。創造性や経験などを審査し、発注者が求める品質を実現できる事業者を選定、随意契約を結ぶ。決議案は「プロポーザル

方式では、企画提案内容が中心的な審査対象となり、経費については十分に考慮されていると言いが難い」と指摘。特に事業費が多額な場合には県内企業の受注が少なく、育成につながらないなどとして、総合評価方式に改めることを提案している。大規模な建築や改修

の設計業務などに関しては、当分の間「価格についても十分配慮すること」とする「特例」も設けた。

中村法道知事が「年内にはプロポーザル方式による設計業者の募集を行う」と表明した県庁舎の設計業務は「特例」に当たる。高比良元・委員長は県庁舎の設計業務委託について「技術力だけではなく価格提案も審査することになる」と意義を強調している。

県会計課によると、2010年度の限度額を超える随意契約は1301件、約102億3500万円。このうちプロポーザル方式による契約は180件、約15億3900万円だった。

(小西愛純)

5%引き上げ議論

県議会特別委 「安直な方法」指摘も

県発注工事 最低価格

県議会の県議会・県政改革特別委員会が、県発注の建設・土木工事について、入札の最低価格である「最低制限価格」を予定価格の90%から95%に引き上げるかどうかを議論している。引き上げを求める委員らは「建設作業員の賃金アップのために必要」と訴えるが、2年前に5%上げたばかりの県は「県民の理解が得られない」と否定的。月内にも方向性を決める予定だが、識者からは「引き上げは安直な方法だ」との指摘も出ている。

(寺垣はるか)

県によると、公共工事費の積算に用いる今年度の「設計労務単価」は、普通作業員で日給1万8000円。前年度の実績調査に基づいて国が定めており、全国で3番目に低い。

県は2009年2月、作業員の収入向上を図るため、最低制限価格の割合を85%から90%に変更した。だが、設計労務単価は08年度と同水準のまま、引き

上げの効果は表れていない。95%に設定すれば、全国で最も高い水準になるとみられ、10年度の土木部発注工事で換算すると、引き上げ額は約27億6000万円に上るといわれる。

特別委では10月、高比良元委員長(改革21)が95%とする案を提示し、「(公共事業でも)コストダウンが求められる、賃金低下を招いている。県が具体策を示

さない限り、業界の取り組みだけでは改善されない」と主張。「5%分がそのまま人件費に反映されるか疑問」という意見もあるが、連携する改革21や自民などが賛同している。

県建設業協会は「業界の過当競争が続く、ほとんど利益が出ないような価格でないと落札できない。労務単価はピーク時の6割にまで落ち込んでおり、賃金上

昇には大きなきっかけが必要」と期待する。

一方、県は「業界の賃金を上げるために、税金をさらに投入することは県民が許容しないはず。協会と協力して改善の努力をする」と慎重だ。

労務単価が低いのは、飲食費なども賃金に認められることが周知されず、実績調査に反映されていないことが背景にあり、県は10年度から業者を対象とした研

修を実施。大分県では同様の取り組みを07年度から始め、今年度は06年度に比べて400円多い1万1600円となっている。

五十嵐敬喜・法政大教授(公共事業論)の話「最低制限価格を引き上げても労働者の収入となる保証はなく、一定の賃金水準を条例で定めた自治体もある。安易な引き上げではなく、賃金の底上げに直結するような取り組みが必要だ」

県入札 最低制限価格95%試案 県「慎重な検証必要」

県議会・県政改革特別委は31日開き、入札制度の諸問題について審査を継続。前回、高比良元・委員長が示していた「最低制限価格を設計金額の95%に引き上げる」との試案に対し、県は「慎重な検証が必要」との立場を示した。

県建設企画課によると、建設業の利益率の低下や安全管理面に考慮し、建設工

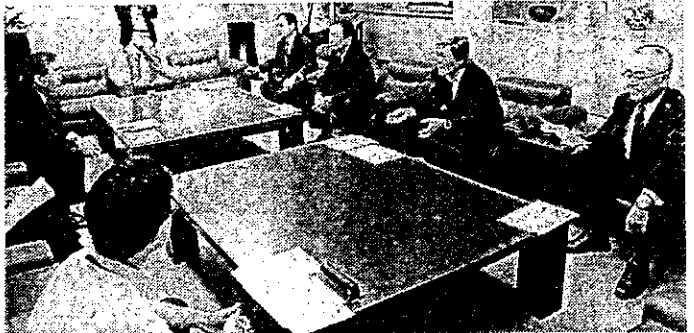
事については2009年2月に最低制限価格を設計金額の85%から約90%に引き上げ、調査・設計業務についても同年4月に同じく75%と設定。しかし、高比良委員長は「設計労務単価(労働者の日給)が低い状況を改善したい」として、入札において建設工事、調査・設計などを含めた最低制限価格を設計金額の95%にする

ることなど計12項目の試案を提示していた。県は「必ずしも労務費の上昇につながると確認できていない」「5%上げると県民の負担を求めることとなる」などと難色を示した。入札制度問題については、今後も審査を継続する。(小西愛純)

副知事に説明

県議会決算特別委「事業仕分け」

「柔軟な対応」など要請



田中副知事（左端）に事業仕分けの結果を報告する末次委員長（右から3人目）ら＝県庁

県議会の末次精一決算審査特別委員長（新生ながさき）は21日、同特別委で18日に試行した「事業仕分け」の結果を田中桂之助副知事に報告。副知事は「事業改善に生かしたい」と述べた。「事業仕分け」では▽水産加工品をブランド化する「平成長崎俵物」事業▽青少年の健全育成を目指す「ココロねっこ運動」の関連事業の2件を審査。いずれも半数以上の議員が事

業内容を改善、拡充し「県が実施」と判定した。末次委員長は「来年度の予算編成に議会の意見として活用していただければ」と報告。田中副知事は「貴重な時間で議論していただき感謝している。新たな一歩だと思っている。改善に生かしたい」と述べた。また、高比良元・副委員長（改革21）は「報道では執行権の侵害という話があるが、決算審査の内容を充

実させる意味でやっており、決して執行権の侵害ではない。拘束力があるわけでもない。柔軟な対応を「お願いしたい」と述べた。（小西愛純）

県工事入札

最低制限価格 95% に

委員会・県政改革特別委 委員長が試案提示

県議会・県政改革特別委は20日開き、入札制度と発注方式について審査。高比良元・委員長が、県発注工事などの入札について、最低制限価格を設計金額の95%とすることや、発注・契約を県内企業と行うことなど計12項目の試案を提示した。

高比良委員長は「受注業者の偏りをなくし、新規業者も参入しやすくする。設計労務単価（労働者の日給）

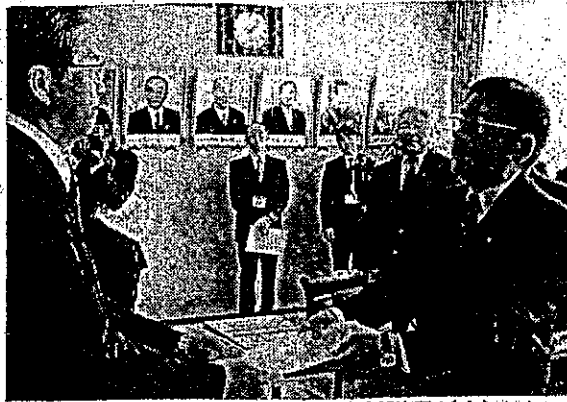
が低い状況を改善して経済活性化につなげたい」と理由を説明。全国でも低水準の設計労務単価が改善されるまで、調査・設計なども含め最低制限価格を設計金額の95%にすることや、23億円を超える事業以外は県内企業と契約すること、一般競争入札の参加資格のうち施工実績を廃止することなどを提案した。

委員からは、最低制限価格を95%に引き上げることについて「5%上げれば設計労務単価に反映できるのか」「95%は高すぎる」といった意見が出た。入札参加資格の廃止については「有用。できるだけ入札に参加できる業者を増やしてほしい」という意見の一方、「実績がないのは問題。権利だけ取得させるのは、技術面でよくない」といった懸念の声も上がった。今後同委員会でも審査を継続する。（小西愛純）

県建設企画課によると現在、入札の最低制限価格は、建設工事が設計金額の約90%、調査・設計などは75%に設定。競争性を確保し、談合を防ぐため県外企業も入札に参加できるが、県発注工事のうち、2010年度に県内企業が受注した割合は98.7%。また、品質確保の点から一般競争入札では施工実績を参加資格と

2011 11/26 長崎

県立図書館の長崎市再整備 県議、市議が県側に要望



田中副知事に決議書を手渡す中村議長(右) 県庁

老朽化に伴う県立図書館(長崎市立山一丁目)の移転問題で、長崎市議と同市選出の県議らが25日、相次いで同市内での再整備を県に求めた。新しい県立図書館は長崎、大村両市のいずれかに建設する予定。大村市が土地を無償貸与する方針を示すなど誘致に強い意

欲をみせる中、参加した議員からは「機能や存在意義を重視すべきだ」との声が上がった。

長崎市議会は同日、市内での県立図書館再整備を強く求める決議を全会一致で可決。その後、中村照夫議長ら9人が県庁を訪れ田中桂之助副知事に決議書を提

出した。決議書では、県立図書館は被爆からの復興の一環として世界中から寄付を募り建設されたことを強調。長崎市にあれば、行政機関や大学、企業との連携、支援の面からも機能を最大限発揮できるとしている。

中村議長は「建設の背景からすれば、他所に移していいというものではない」と話し、年明けにも市民による決起大会を開催予定であることを明らかにした。

長崎市区と西彼杵郡区選出の県議計16人は中村法道知事と渡辺敏則県教育長に要望書を提出。「役割や機能を第一に考えれば長崎市に建設すべきだ」などの意見が相次いだ。中村知事は「両市に競わせようという気はない。それぞれに優位性があり慎重に検討している」と述べた。(後藤洋平)

事業仕分け試行へ

来年度、本格導入目指す

県議会・県政改革特別委員会は21日開き、来月18日の決算審査特別委員会で議員による「事業仕分け」の試行をすることを決めた。来年度からの本格導入を目指す。

「事業仕分け」は前回の同委員会で、決算審査の機能強化策として高比良元・委員長（改革21）が提案していた。

試行は、事業仕分けに対する認識の共有を目的に全議員が参加し、決算審査特別委の総括質疑終了後に実施する。決算審査特別委の

正副委員長により提出される2、3の事業について、担当者による説明を受けた後、質疑・討論を経て、①不要（事業廃止）②民間（民間移譲）③市ノ町（市町に権限と予算を移譲）④要改善（内容を改善し県が実施）⑤現状現状通り（県が実施）の五つの区分で判定。議

員各自が判定結果をチェックシートに記入し担当者に提出する流れ。
試行を踏まえて検証を重ね、本格導入した場合には議員各自の判定後、多数決で仕分け判定を行う方針。
委員からは「事前に調査しないと判定できない」「もう少し時間をかけるべきだ」などの意見が出たが、高比良委員長は「イメージを持ってもらうことが重要」として委員長判断で審査を打ち切り、来月4日の本会議終了後に行われる予定の決算審査特別委理事事に諮ることを確認した。

（小西愛純）

県議会 「事業仕分け」導入

来月、決算特別委で試行

民主党政権が取り組み、脚光を浴びた「事業仕分け」を、県議会が実施することになった。判定人は議員全員。来月の決算審査特別委員会で試行し、運用上の問題を洗い出した

上で、来年度の本格実施を目指す。
21日の県議会・県政改革特別委員会で導入が検討され、実施する方向でまとまった。実際には、県の担当者が事業を説明した後、議

員が質疑・討論。各議員が▽不要▽県は実施しない（民間や市町、国が実施する）▽県が実施する――の三つに仕分けし、最終的には多数決で判定する。対象事業候補として

は海産加工品のブランド認定事業「平成」長崎産物「や男女の出会い事業」ながさきめぐりあい」などが挙げられている。
提案した末次精一議員（新生ながさき）は「事業仕分けは議会としての本領を發揮できる舞台になる」と意気込んでいた。

【阿部義正】

9/2 百日本

県議会が来月 事業仕分け試行

県議会・県政改革特別委員会が21日開かれ、10月の決算審査特別委員会で事業仕分け（事業評価）を試行することを決めた。県議会改革の一貫で、議会による決算審査機能の強化を狙い。来年度の決算審査特別委での本格導入を目指す。

事業仕分けは、10月18日の決算特別委で2、3項目程度の事業を対象に実施。担当者による説明、議員による質疑・討論の後、議員がそれぞれの事業を判定する。採決はしないが、廃止、市町に委譲、民間にゆだねる、現状通り、要改善などをチェックシートに書き込み、執行部に参考にしてもらうという。
この日の委員会では「議会がやることに意義がある」という賛成意見の一方で、「どうしても経済効率という観点になるのでは」と懸念する声も出たが、試行という位置付けで実施を決めた。

9/2 説文

事業仕分けを 試験的実施へ

県議会決算審査特別委員会の県議会・県政改革特別委員会は21日、10月に予定している決算審査特別委員会で、「事業仕分け」を試験的に実施する方針を確認した。議会運営委員会を開いて正式決定する。
作業案によると、事業仕分けには議長を除く県議45人が参加。事業担当者から説明を受け、質疑・討論を行ったうえで、①廃止②民間移譲③市町移譲④要改善⑤現状維持――の5パターンを各議員が判定する流れを想定している。今年度は2、3事業を対象とし、来年度からの本格導入を目指すという。

改革特別委の高比良元委員長は「事業効果が十分に発揮されたかどうかを検証し、次年度の予算編成に生かすのが決算審査の目的。一つの方法として事業仕分けをやることに価値がある」と話した。

2011 9/15 長崎

県議会特別委

事業仕分け提案

決算審査の機能強化へ

県議会・県政改革特別委員会は14日、第9回審査を実施。6月下旬の設置後、「県政改革」をめぐる議論に終始していたが、ようやくもう一つの柱である「県議会改革」の議論を本格化させた。高比良元・委員長（改革派）は決算審査の機能強化策として議員による「事業仕分け」の試行を提案した。

高比良委員長は「カネの流れを審査するだけでなく、その政策が成果を出せる仕組みになっているかを検証

し、次年度の予算に反映させるべきだ」と問題提起。事業仕分けの素案をつくった末次精一議運委員長（新生ながさき）は概要説明で「県の政策評価制度はあくまで自己評価で、より多面的な評価が必要だ」と訴えた。委員からは「議員が対象

事業に詳しくなるには時間がかかる」「県の制度の問題点を議論するのが先」「国の事業仕分けのように財源を生み出す視点も必要」などの意見が出たため継続審査とした。

このほか常任委や特別委の審査日を増やし充実させたり、特別委の審査結果に重みを持たせるため、意見書や決議の提出を義務付ける方針を了承した。（後藤敦）

9/15 西日本

県議会改革 議論を開始

県議会・県政改革特別委

委員会（高比良元委員長、15人は14日に開いた会合で、県議会改革についての議論を始めた。一般質問や委員会審査のあり方、請願や陳情審査の改善方法、重要政策の議会報告の制度化などについて協議する。同時に各会派でも議論を進め、10月の特別委で一定の結論を出し、見直す部分は来年度から適用する。

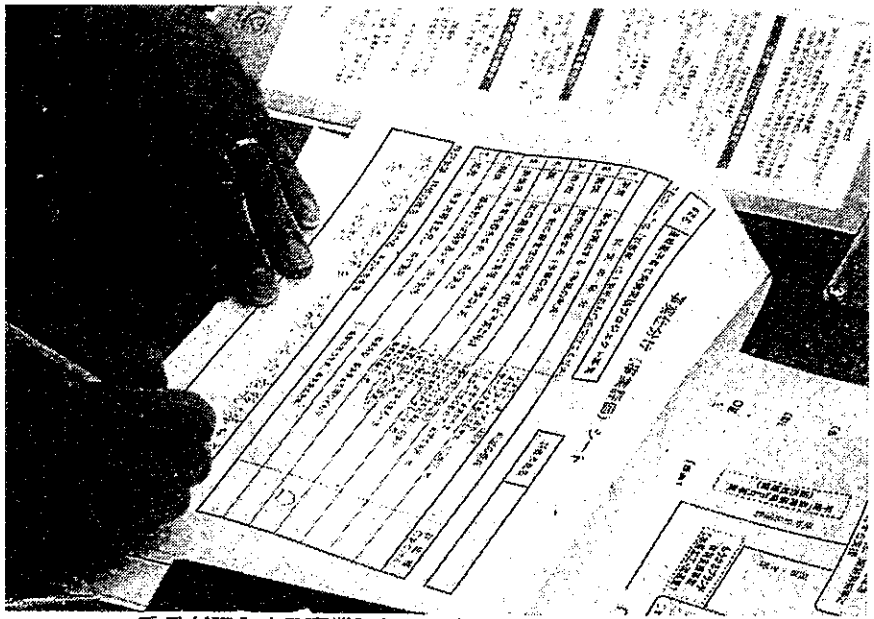
この日の特別委では、現在は年4回の定例会の回数について、「変動が激しい社会情勢に対応するには、通年議会もあつてしかるべきではないか」といった意見も出た。

一方、議員定数や議員報酬に関する議論は来年度の同委で行う予定。

県議会で初事業仕分け

決算特別委「県が実施」回答 5件を試行

県議会決算審査特別委員会は18日開き、議員による初めての「事業仕分け」を試行した。5件の事業を対象に「事業廃止」や「民間に任せる」など7段階で判定した結果、いずれも半数以上の議員が内容を改善するなどし「県が実施」と回答した。



委員が記入する事業評価シート ー県議会議場

対象は、優良な県内水産加工品をブランド化する平成「長崎俵物」の関連事業3件と、青少年の健全育成

議員に温度差 理解不足浮き彫り

県議会決算審査特別委で試行された「事業仕分け」。「連立」3会派は来年度の本格導入を目指す。その意図を十分理解していない質問も目立つなどスタートは「消化不良」のまま終わった。

この日は各事業について県の説明を聞き、事業ごとに各会派が5分ずつ質疑した後、各委員が7段階の事業評価シートで判定した。

「平成」長崎俵物」の質疑では、ある委員が認知度が92%とする県の調査結果について「農水産イイベントでの調査結果で実態を反映していない。もっと事業を

を自指す「ココロねっこ運動」の関連事業2件。

平成「長崎俵物」は現在、36業者108商品を認定。認定商品のPR、販路拡大、生産体制強化の3事業を審査した。高比良元・副委員長(改革21)は、昨年度の販売額5億4200万円に對するコストを質問。県の担当者は「人件費を含め6200万円。売上高に占める経費率は11%で民間より経費は掛かった」と答え

2001年から始まった「ココロねっこ運動」関連では、県民に周知を図る事業と、地域ぐるみで子育てする環境整備事業を精査した。高見健委員(改革21)は人件費が事業費を上回っている点を問題視。「わざわざ県職員が直接出向くとか」と改善を求めた。

結果は関係部局に伝え今後の参考にする。

(後藤洋平)

に事情が違つ。推進派の委員は「執行権には介入しない」と主張するが、慎重派の委員からは「県政改革」のパフォーマンスにすぎない」と国会議員のまね事」と批判も上がるなど、議員間の温度差もあらわになった。

(小西愛純)

拡大に効果的な調査をすべきた」と指摘。県の姿勢の甘さを追及した。

しかし事業の費用対効果に切り込む質問は少数にとどまった。「ココロねっこ」の質疑では「毎月第3日曜日を『家庭の日』と定め会話や食事で家族の絆を深めるよつ条例で定めていることについて、ある委員が県の担当者に「守っているか」と質問。別の委員は「ココロねっこ」のバツは売れているか」と尋ねるなど事業仕分けの趣旨を理解していないよつな質問もあった。

末次精一委員長(新生ながさき)は「理解が深まっ

た。事業の妥当性を問う審議にならなかつた点もあったが、繰り返せば慣れるし議員力も向上する」と成果を強調。しかし委員からは「5分間で判定するのは不可能だ」との指摘も出た。

そもそも執行権を握る首長が議員と同様に住民の直接選挙で選ばれる「二元代表制」の地方自治と、議院内閣制の国政では、基本的

事業仕分けを

県議会で試行

2事業審査

県議会は18日開いた決算審査特別委員会で、議案改革の一環として初めて「事業仕分け」を試験的に実施した。事業廃止などの結論は出さないが、県側に予算編成などの参考にしてもどう考え、来年度の本格導入を目指して制度を検討する。

対象となったのは優れた水産加工品をブランド化して売り出す「平成長崎俵物」と、青少年健全育成を推進する「ココロねっこ運動」の2事業。

長崎俵物については、県側が水産物全般の知名度向上や都市部でのPR効果などを強調したが、議員からは費用対効果やPR戦略のあり方などに意見が集中した。ココロねっこ運動は、成果が見えにくいこともあり議論は深まらなかった。

議員は審査結果を「廃止」「民間委託」など7項目から選ぶアンケートで回答。2事業とも「事

業内容の改善」が大勢を占めた。

同委員会の末次精一委員長は「他の自治体では職員の意識改革などの副次的な効果も出ている。結果公表のあり方も含め内容を検討していきたい」と話した。

10/19 読売

事業改善求める声次々

県議会特別委、初の仕分け

県議会決算審査特別委員会は18日、県が中心となって実施している2事業を対象に、効率性や必要性などを評価する初の事業仕分けを行った。いずれの事業も内容の改善を求める意見が相次いだ。

対象となったのは、県産の水産加工品のブランド化を目指す「平成長崎俵物」

事業と、青少年の健全育成に向けて社会環境を整備する「ココロねっこ運動」の2事業。各議員が仕分け人となり、「廃止」から「事業内容の拡充」までの7段階で評価した。

俵物事業では、議員から「販売額が伸びていない」との指摘があり、県の担当者には「商品の安定供給がで

きず、販売する店が増えていなかったが、今年度は首都圏で取り扱う店も相次いでいる」と理解を求めた。

もう一つの運動推進事業では、「県民に認知されているのか」という問いに対して、「アンケート結果では約7割に認知されていたが、運動の実践は7割にとどまっている」と説明した。

31日の特別委理事会で成果を検証したうえで、来年度からの本格実施を目指す。

10/19 朝日

県議会初「事業仕分け」試行

県議会は18日、決算審査特別委員会を開き、初の「事業仕分け」を実施した。今回は来年度の本格実施を目指しての試行で、議員全員が仕分け人となり▽平成「長崎俵物」（水産部と文化観光物産局）▽「ココロねっこ運動」推進事業（こども政策局）――の2事業の在り方を判定した。

このうち海産加工品のブランド認定事業である平成「長崎俵物」では、県当局が事業内容を5分間で説明後、各会派がそれぞれ5分間で質疑・討論。「販

2事業 慌ただしく判定 議員らは不満げ

1人わずかから5分

売目標が15億円なのに達成率は33%。明らかに失敗だ」「伸び悩んでいる理由は何か」「PRは安全・安心だけでなく、商品の中身を」などと厳しい意見が相次いだ。県は「原材料が高く、その分価格が高くなっている。首都圏でPRしていきたい」と訴えた。

初の「仕分け」作業に、ある議員は「慌ただしい。これで判定するのは乱暴」と、1人わずかから5分間のやりとりにも不満げ。別の議員も「仕分け人が多過ぎる」などと課題を指摘した。【阿部義正】

条例策定に向けた初めてのタウンミーティングで議論する参加者



「県障害者差別禁止条例」活発に議論

長崎市でタウンミーティング

「県障害者差別禁止条例(仮称)」策定に向け意見交換するタウンミーティングがこのほど、長崎市であった。障害者や保護者、通訳などの支援をしている人など約70人が参加し議論した。29日には大村市でも開く。【菅原明佳】

29日、大村市でも開催

県議会連立会派(改革)21、自民党、新生ながさき)が主催。来年2月定例会への条例案提出を目指す。条例は06年全国で初めて千葉県が制定。障害を理由に問題が起きた場合は相談員ら第三者が間に入って話し合い、解決を目指す仕組みが特徴で、以後、北海道や熊本県など4自治体が制定している。

ミーティングでは▽障害があるかどうか、困るか▽その時どんな配慮が必要か▽どんなことを差別と感ずるか―を、約1時間半話し合った。ある母親は、子供が交通事故で体に障害を負ったため、学校をバリアフリーにしてほしいと求めたが「予算がないので他の学校に転校するよ」と言われたという。組合や議員が働きかけなくとも、一般の親の意見が聞かれるべきではないか」と訴えた。また「障害者の家賃負担を下げる。グループホーム用に公営住宅を福祉法人名義で借りられるようしてほしい」という福祉法人職員からの意見もあった。

大村会場は29日午後2時～4時、同市官の原の郡コミュニティセンター。申し込み不要で誰でも参加できる。

障害者差別禁止条例 策定目指し

県議会 改革21 関係団体と意見交換

県議会の民主・社民系会派「改革21」は25日、「長崎県障害者差別禁止条例（仮称）」の策定を目指す関係団体との協議会を長崎市で開く。2月定例県議会への条例案提出を目指す。障害者団体や福祉施設などの代表と意見交換した。同会派は「相談員などのマンパワーを整備し、実効力のある条例にしたい」としている。

県連総会は06年に「障害者権利条約」を採択し、翌年には日本も署名したが、現在も条約を受けた法整備がされていない。一方で06年、千葉県が全国で初めて差別禁止条例を制定し、以後▽北海道▽岩手県▽さいたま市▽熊本県―で条例が成立している。

同会派が目指す条例案は▽福祉サービス▽医療▽商品やサービスの提供▽雇用▽教育▽建物や公共交通機関▽不動産取引▽情報の提供―の8分野で差別を禁じ、問題が起きた場合は相談員ら第三者が間に入り、話し合いを通じて解決を図る仕組みを明記する方針。

協議会には12団体の代表者が出席し▽精神障害者のグループホームをつくる際に不動産会社から断られた▽長崎団体の会場がバリアフリーでない―などの実情を報告。「教育現場から皆が一緒に生きることを学んで」施設をバリアフリーにするにはお金がかかるが、条例は人の助け合いで壁をなくすことを

目指してほしい」などの意見が出された。

同会派などは県民の理解を進めるための初のタウンミーティングを10月に開き、来年2月定例会に条例案を上程、4月1日施行を目指すという。

【蒲原明佳】

障害者差別禁止条例

来春の施行目指す

県議会「連立」

障害者への差別を禁じる県条例の策定を検討している県議会の「連立」会派「改革21、自民党、新生ながさき」の議員らが25日、長崎市内で初めての全体協議会を開き、障害者団体などと意見交換した。今後、タウンミーティングなどを実施して、来年4月の施行を目指す。

協議会では、全国に先駆けて条例を制定した千葉県を取り組みを紹介。高比良

元議員（改革21）が、「障害のある人に対する県民共通の物差し」である条例が必要と訴えた。条例では、何が差別に当たるかを明確化し、差別をなくすための仕組みづくりを規定する考え。

障害者団体の代表らからは「妊婦やけが人も享受できる合理的な配慮が必要」「差別がない社会づくりのために教育に力を入れるべ

きた」などの意見が出た。

「連立」会派は今後、県民の声を聞くためのパブリックコメントの募集や、県担当部局との協議などを行い、来年の県議会3月定例会に条例案を上程し、4月施行を目指すという。（小西愛純）

通年議会を提案

県議会特別委
委員 長 一般質問の回数増も

県議会・県政改革特別委は5日開き、定例会・委員などとの在り方について審査。定例会の会期について高比良元・委員長(改革21)は本会議の審議と委員会審査の充実を目的に通年議会とし、一般質問の回数を増やすよう提案した。

定例会は現在、年4回開き、年4月までの通年議会とし、一般質問は1人年間2回までできるようにする案を提示。

高比良委員長は「費用弁償など課題はあるが、弾力的な議会運営ができる」として、定例会を5月から翌

が、議員と理事者の議会以外の活動、業務時間の確保が必要」といった意見が出された。

一般質問については「議員の一番の仕事。県民の声を届けるため2回の実現を」と賛成意見の一方で「一般質問以外でも発言の場がある」と慎重な考えも示された。

特別委では今後も審査を継続し、改善点を取りまとめる方針。(小西愛純)

県議団、佐賀県に協議要請

長崎の思い理解を

九州電力玄海原発(佐賀県玄海町)2、3号機の運転再開の判断に、長崎県民の声も取り入れるよう求めて6日に佐賀県と九電本店(福岡市)に直訴した県議団一行。

「長崎の思いを理解してもらおう」と語りつつも、運転再開の判断に

長崎が関与できる仕組みがない現状は変わらさず、不安が残った。

「佐賀県が判断するときには長崎の意志を確認する」というのは、荷が重すぎる。佐賀県の牟田香副知事は長崎側が求めた知事同士の会談を「もろもろ」と断った。

佐賀県と長崎県は「運命共同体だ」とアピール。だが、古川康佐賀県知事や県議会議長との面会は実現せず、当初は決議文受け取りも拒否される見通しだった。ただ、会談で佐賀県側から判断時期について「県民説明会や議会の判断に加え、国の方針が出た上で判断した

「長崎の声を聞く」と納得した。

知事同士の会談は実現の見通しが立たなかったことについて、小林克敏は「要請活動は現状を変えろ」と語り、小林克敏が、まだ何も進んでい

いが時間がかかる」との説明を受け、高比良元県議は「知事が今月中に判断する」との報道があったが、慎重に検討しているということが分かった

「制度上の限界もあるが、要望が伝えられたことは意味があった」と話した。ただ、小林県議は「要請活動は現状を変えろ」と語り、小林克敏が、まだ何も進んでい

べきなのは国だ」という佐賀の主張も分かる」と理解を示し、国に説明会開催を求めるなどの活動を強める考えを示した。

九電に対しては、安全協定の締結や説明会開催を求めたが、藤永憲一帯務は「九電一存では決められない。説明会は首長や議会と直接合うのが基本」と回答。末次精一県

議は「制度上の限界もあるが、要望が伝えられたことは意味があった」と話した。ただ、小林県議は「要請活動は現状を変えろ」と語り、小林克敏が、まだ何も進んでい

ない」と硬い表情を崩さなかった。

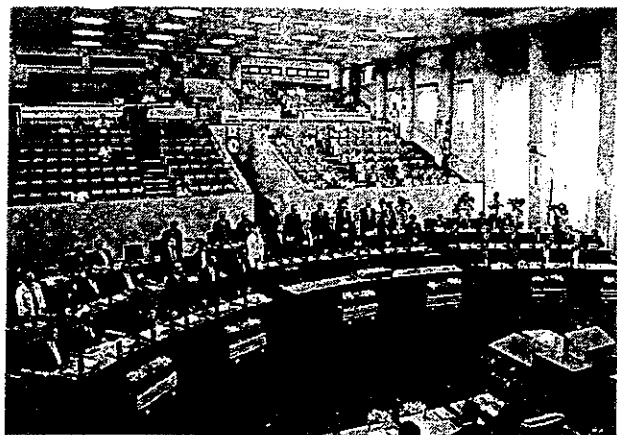
西日本

前知事ら親族企業の諫干入植

県議会に百条委

「選定過程が不透明」

国営諫早湾十拓事業の営農地に金子原二郎前知事(現参院議員、長崎選挙区)、谷川弥一衆院議員(自民、比例九州)の親族企業が入植した経過を審査してきた県議会は9日、「選定過程に不透明な点がある」として地方自治法に基づく調査特別委員会(百条委)の設置を求める動議を賛成多数で可決、同委員会の設置を決めた。



賛成多数で百条委の設置を可決した県議会
＝県議会議場

県議会の百条委設置は、2008年の大学発ベンチャー企業「バイオラボ」の経営破綻問題以来、百条委の調査対象となるのは、金子氏の長女と谷川

知事と国会議員の親族企業が国営諫早湾十拓事業の干拓地に入植する際、何らかの便宜が図られたのか、否か。こうした疑惑を解明するという目的で9日、県議会に百条委が設置された。ただ当事者が真っ向から否定しており、先行きには不透明感が漂う。入植者の選定には62の経営体が応募し、選考委の審査で45経営体に絞った。金子、谷川両氏の親族が役員を務める農業生産法人(その後辞任)の参入が表面化した2008年には「親族

蒸し返し 背景に分派騒動

氏の長男が夫婦で役員を務めていた農業生産法人「T・G・F」(大村市)。動議は改革21、「自民党」新生ながさきの「連立3党派」と共産党の計23人が共同提案。高比良元議員(改革21)は同社について「農業生産法人としての実体に疑義がある」と指摘し、「強い調査権を持った百条委の設置が不可避」と提案理由を説明した。討論では、中島廣義議員(自民党清風会)が同事

業の開閉問題に触れ「地元不安払拭(ふっしょく)に全精力を注ぐべき。百条委設置は拙速」と反対。これに対し、小林克敏議員(自民党)は「これまでの審査では関係者の答弁に不明瞭な点が多々ある。徹底した真相究明の必要がある」と賛成意見を述べた。採決では、無所属愛郷の会が棄権。自民党清風会、自民党維新の会、公明党が反対したが、賛成多数で可決した。

(小西愛純) 委員は次の通り。(敬称略)◎は委員長、○は副委員長
山田博司、山口初實、◎高比良元、高見健(以上改革21)、馬込彰、小林克敏(以上自民党)、○末次精一(新生ながさき)、瀬川光之、下条文摩左、金澤秀三郎、前田哲也(以上自民党清風会)、徳永達也(自民党維新の会)、織田長(公明党)、堀江ひとみ(共産党)、橋村松太郎(無所属愛郷の会)

が恩恵を受けていいのか」と疑問の声が上がった。今になってこの件が蒸し返された背景には自民党の分派騒動がある。4月の改選後、自民系3会派のうち金子、谷川両氏に批判的な「自民党」は他党派と「連立」を組んで多数を握り、「両氏の必要以上の影響力を排除する」と宣言。県議会・県政改革特別委を新設し、過去の県の政策決定過程の透明性や合理性の検証の一環で一事例に取り上げた。5回の審査で県などは「選考は適正」と繰り返し、

個人情報保護を理由に資料公開を制限。選考委の会議録も残されておらず、堂々巡りにしびれを切らした。連立側は、より調査権限の強い百条委で打開を図ろうとしている。自民党の小林克敏議員は「組織ぐるみで隠そうとする意図さえ感じる。事務が適正か監視するのは議会の責務だ」と徹底追及の構え。高比良元・委員長も「農業にほぼ無縁の法人が入植してきたのは、地位を利用し優遇させた可能性がある」と、金子、谷川両氏の参考人招

致を視野に入れる。これに対し金子氏は「公平公正を期すため選考には一切タッチしなかった」。谷川氏も「募集要項に基づき素々と申し込んだと聞いて、利益の出る事業ではなく、他を押しつけて入植するなどあり得ない」と反論し「われわれを陥れよう」との思惑で(百条委に)多額

の公金を使うことが許されるのか」と批判する。「何もなかったでは済まされない」。谷川氏に近い自民党清風会は本会議での反対討論で慎重な対応を訴えた。だが連立側の圧力に屈する形で事前に委員名簿を提出していた。今後も連立主導で調査が進みそうだ。県によると、既に5回の特別委審査で請求・配布された関連資料は5万5800枚(理事者分含む)に上る。担当職員33人の時間外勤務はこの準備だけで計698時間に達し、前年7、8月分の計511時間を超え、事務執行の停滞を危惧する声も。バイオラボ破綻問題の百条委では「費用対効果」を問う声も上がったことから、今回は費用の上限を「1千万円」と明示して調査に臨む。こうした中、国を相手に開閉差し止め訴訟に参加している干拓地の営農者は困惑気味に話す。「不正はよくないが、もめ事が増える」と営農へのイメージも下がる。余計なことを考えず打ち込めるようにしてほしい(後藤敦)

農業従事日数「ゼロ」

107
3月 T・G・F 前社長証言

県議会百条委

諫早湾干拓事業の入植として出席した。役者選定の妥当性などを審査する県議会の百条委「諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会」(高比良元委員長、15人)が10日開かれ、農業生産法人(T・G・F)(大村市)の前社長で谷川弥一衆院議員の長男、喜一氏が証人は

同法人が大村市農業委員会で提出した報告書には喜一氏の2007年1月〜同年3月までの農作業従事日数が40日と記載されているが、喜一氏は期間中、農業には1日も従事していないことを認めた。同氏は「(報告書に)記載ミスだと記憶している」と説明した。役員だった姉は40日、妻は30日とそれぞれ従事日数が記載されているが(2人も農業には)従事していないと思うとした。喜一氏の3人は08年3月の取締役会で役員を退任した。理由について喜一氏は「従事日数」が確保できない(問題を考えた

と語った。
同法人は前知事の金子原二郎参院議員と農林水産政務官だった谷川衆院議員の親族が07年1月に設立。08年4月に諫早湾干拓地に入植した。

衆院議員の関与否定

諫早百条委 証人尋問で親族

2012.1.11 長崎
国営諫早湾干拓事業の営農地に前知事と自民党衆院議員の親族企業(大村市)が入植した手続きを調べる百条委は10日開き、衆院議員の長男で前代表取締役(40)らを証人尋問した。

委員らは「企業設立や入植の際に衆院議員が関与したのではないか」などとただしたが、前代表取締役は「指示はなく、すべて私が意思決定をした」と否定した。
2008年9月、同社が同市農業委員会に提出した報告書では、前代表取締役

も農作業を一定期間する計画だったが、実際の作業には従事してならず、委員らは「入植に必要な農業生産法人の要件を満たしていない。入植するために公文書を偽造した疑いがある」などと追及した。

これに対し前代表取締役は「当時は要件を十分理解しておらず、(農作業を一定期間すると)記載をミスした。私は経営全般を担う形で農業に従事する考えだった」と釈明した。

百条委は次回も関係者への尋問を続けることを確認した。(後藤敦)

谷川議員の関与否定

諫早入植 親族企業の前社長ら

県議会の「諫早湾干拓事業(諫早)」における入植者選定に関する調査特別委員会(百条委員会)は10日、T・G・F(大村市)の前社長ら4人を証人尋問した。同社には農業の実績がなかったが、谷川弥一衆院議員、前知事の金子原二郎参院議員の親族が役員だった。選定が公正だったかが問われたが、前社長は谷川氏らの関与を否定した。

T・G・Fは07年3月に農業生産法人を設立。同年8月に入植に応募し、12月に決定した。しかし、翌08年3月に「国会議員の親族企業」との報道を受け、社長ら役員3人が辞任した。

辞任について、谷川氏の長男である前社長は「農業生産法人に対する認識が十分でなく、役員が必要な農作業を行っていなかった。続けられないと思った」と理由を説明した。

また、同社が入植には大手菓子メーカーの関連会社との取引証明書が重要な判断材料となったが、県の担当者も選考審査前に、T・G・Fに証明書を手入するよう助言していたことが判明した。

【阿部義正】

諫早入植「百条委」第1回協議

運営方針めぐり議論

国営諫早湾干拓事業の営農地に金子原二郎前知事（現参院議員）と谷川弥一衆院議員の比例九州選出の親族企業が入植した手続きを調べる県議会の調査特別委員会（百条委）は12日、第1回協議を開き、今後の運営方針をめぐり議論した。

高比良元・委員長は前知事らの参考人招致を提案。前田哲也委員（自民党清風会）は「調査を始める前から参考人を特定するのはおかしい」と疑問を呈したが、高比良委員長は「知事らの関与や県側の配慮があったのか」という疑義を明らかにする上で必要」と強調した。来年2月までに月2回のペースで開催する日程案も示された。一部から審査時間の短縮を要望する意見が出たのに対し、百条委設置を主導した会派の側が「実

入植公募条件に適合していたか」などとし、おおむね委員長提案通り進めることを決めた。次回は現地視察を

際に調査してみなければどれくらい時間がかかるかは分からない」と応じる場面もあった。このほか審査項目は▽親族企業を農業生産法人と認定したのは妥当だったか▽親族企業の農業経営状況は

行う。

（後藤敦）

金子前知事を参考人招致へ

諫早入植者問題で百条委国営諫早湾干拓事業で、前知事の金子原二郎参院議員と谷川弥一衆院議員の親族企業が農地の入植者に選ばれた問題で、県議会調査特別委員会（百条委）の初会合が12日、開かれた。日程や審査内容を協議し、金子氏を参考人招致することを決めた。審査は来年2月までに計

11回行う予定。金子氏のほか、親族企業の役員らも参考人として出席を求める方針。また、谷川氏の招致も視野に検討する。次回は10月11日。干拓地

や大村市にある親族企業の営農地を視察するほか、県農業振興公社の東一洋顧問、滝田泰博事務局長の出席を求め、選考に関する書類の内容などについて説明を受ける。

高比良元委員長は、「入植者の選定に疑義があるのは否めない。真相究明をしなければならぬ」と述べた。

反対派「大震災で大変な時になぜ」

賛成派「権力者の親族入植に疑義」

諫千入植 県議会百条委始まる

国営諫早湾千拓事業で造成された農地の入植者選定について、地方自治法100条に基づく県議会調査特別委員会（百条委）の審査が12日、始まった。百条委設置に賛成と反対で割れた経緯を引きずり、初回から基本姿勢で紛糾した。

高比良元委員長（改革21）が第2回の10月11日から実質的な審査を始め、2月20日まで11回とする日程や審査項目を示したのに対し、百条委設置に反対した織田長委員（公明）が異議を唱えた。

「日本はいま東日本大震災で大変。12月には来年度当初予算

案の審査もしなければならぬ。こんなに日にちをかけ何をやるのか」。7、8月に5回にわたり入植問題を扱った県政改革特別委員会の議事録を読むと、「同じ議論が何度も繰り返され、話が出尽くされている」。

賛成派の小林克敏委員（自民）は「これ（入植問題）は大変じゃないと言っのか。時の権力者（金子原二郎前知事と谷川弥一衆院議員）の親族が入ったことに何の疑義も持たないのか」と述べ、高比良委員長が

「委員会の席にいたのだから前に進む。みんなであっていい」と収めた。（花房晋早子）

2011.9/13 西日本

諫千百条委が初会合

県議会

諫早湾千拓事業の入植者選定の妥当性などを審

査する県議会の百条委「諫早湾千拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会」（高比良元委員長、15人）の第1回会合が12日、開かれた。前知事の金子原二郎参院議員と農林水産政務官だった谷川弥一衆院議員の親族が設立した農業生産法人「T・G・F」（大村市）を選定したことの妥当性などを審査していく方針を決めた。

高比良委員長が、大村・諫早両市の農業委員会関係者を参考人招致して審査する私案を提示し了承された。金子氏や谷川氏、入植当時役員だった両氏の親族の招致も視野に進めていくという。

委員会は来年2月まで月2回のペースで開く予定だが、高比良委員長は「集中審査で、できれば年内に総括がやれるくらいにしたい」と述べた。

次回は10月11日で、T・G・Fの大村市の営農地などを視察するほか、入植者を選定した県農業振興公社関係者を参考人として招致する予定。

県議会・県政改革 特別委を設置

県議会は27日の本会
議で、県議会・県政改
革特別委員会（高比良
元委員長、15人）設置
を連立会派などの賛成
多数で決めた。
同特別委は、改革21

6月定例会開会

と自民、新生ながさき
の3会派が連立を組む
のに政策合意した「県
議会・県政改革の推
進」を実現させるもの
で、連立会派が設置を
強く訴えてきた。討論
で、溝口実美雄議員（自
民・清風会）が「前向
きの改革には大賛成だ
が、県政改革は既存の
常任委員会で議論すべ
きことであり、新たな
委員会設置は拙速」と
反対。一方、連立会派
の馬込彰議員（自民）
は「緊張感に満ちた県
議会の実現のため、改
革を抜本的に断行しな
ければならない」と賛
成した。

本会議後の初委員会
で、月2回ペースで委
員会を開き、1回は県
政改革、もう1回は県
議会改革などについて

審査することにした。
第2回は定例会開会
中の7月15日に開き、
県の政策・計画決定
過程の透明性などに
ついて議論するとい
う。

◇ ◇

6月定例会県議会は27
日開会。会期を7月19
日までの23日間と決め
た後、県が東日本大震
災対策などを盛り込ん
だ総額24億5500万
円の今年度一般会計補
正予算案などを提出し
た。中村法道知事はハ
ウステンポスが11月上
旬に上海航路第一便を
運航させることを報告
し「新たなアジア軸構
築を、県経済の活性
化や新しい街づくり
に生かすため、国の
総合特区制度を最大
限活用したい」と説明
した。一般質問は、
4、5日。

【阿部義正】

23 6 28 委日



県政や議会の在り方検証

改革特別委設置へ

県議会

県議会の議会運営委員会(木次精一委員長)は18日、改選後初めて開き、改革21、自民党、新生ながさきの3会派が「県議会・県政改革特別委員会」の設置を共同提案した。共産党なども前向きとみられ、6月27日に開会予定の次期定例会で設置される見通し。

提案によると、人口流出や過疎化、産業低迷など本県の課題が一向に改善されない現状を踏まえ、これまでの県政や議会の在り方を多角的に検証し、改革する。具体的には▽予算・決算審査の改善(議会のチェック機能の拡充)▽議員と執行部の意思疎通の改善▽議会基本条例の検討▽政務調査費や視察研修の改善▽選挙区、議員定数、議員報酬の検討などを議論する。1人会派を含め計15人で構成

議運では「常任委や議長の諮問機関で議論できる部分もあるのではないかと慎重意見も出たが、高比良元委員(改革21)は「大局を見て集中的に議論すべき」と理解を求めた。提案を受けた自民党清風会、自民党維新の会、公明党は6月上旬の次回議運で回答する方針。

(後藤敦)

11.5.19 長崎

県議会会派再び対立

改革の特別委設置めぐり

自民系会派の分裂や連立会派の誕生で混乱が続く県議会で18日、会派間の対立が再び表面化した。6月定例会に向けた議会運営委員会があり、県政改革などを話し合う特別委の設置を連立会派が提議。自民党・清風会(清風会)は「既存の委員会でもできるのでは」と反論した。

特別委設置は「自由民主党」「新生ながさき」と連立を組んだ「改革21」の高比良元委員が提案した。議論のテーマは「これまで

の県政の検証」「政務調査費の執行方法の改善策」など14項目。

これに対し、清風会の委員は「常任委や議長の諮問機関でもできる」「議会運営委で話し合う項目と重ならないか」と疑問を投げかけた。

連立会派からは「今までの委員会でもできなかったらどうしてこうなんだ」と意見が出て、話は先々までなかった。6月初旬に結論を出す。6月定例会は27日開会。

11.5.19 朝日